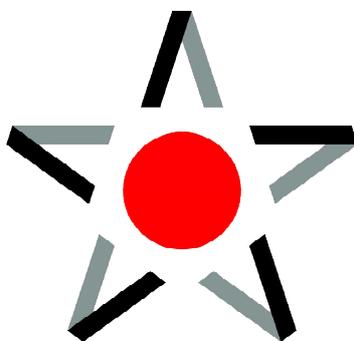


令和7年度  
旭川市給付型奨学金  
申込みのご案内（高校1年生用）

～高校等に通学するお子さんを養育する保護者等に

修学に必要な資金の一部を給付する返還不要の奨学金制度です～



ASAHIKAWA  
CITY

・ ・ 受付期間 ・ ・

令和7年8月1日（金）

～令和7年9月30日（火）

土日休日を除く

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階  
子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）  
電話 25-9107（直通）

# 令和7年度 給付型奨学金（高校）募集要項

## 1 応募資格等

### (1) 支給対象者

生徒等の生計を維持している保護者等（旭川市民）

### (2) 対象生徒（申請年度の末日時点で18歳以下であること。）

今年度に旭川市内及び近隣8町（※）に所在する高等学校等に入学した  
高校1年生（定時制及び通信制課程を含む）で、7月1日現在も在学していること

※上川郡鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

※通信制高校については、所在地を問わない（全国どこの通信制高校でも可）。

### (3) 支給要件（市道民税所得割額が非課税の方は対象となりません。）

次の全てを満たしていること

#### ①保護者等の令和7年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の合計が **100円以上85,500円未満**の世帯であること

※保護者が2人の場合は合算

※生活保護世帯、住民税非課税世帯の方は、別途、北海道の奨学給付金の対象となります。

#### ②令和7年7月1日を基準日として、次の要件を満たすこと

ア 生徒等は、令和7年1月1日において、本市に住所を有していること

イ 保護者等は、令和7年1月1日から基準日までの間、継続して本市に住所を有していること

ウ 保護者等は、生活保護上の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していないこと

エ 保護者等は、旭川市奨学金・入学仕度金の返還に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

#### ③保護者等は、本市の市税に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

#### ①「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

市民税	税額控除前所得割額④	6月分		納
	税額控除額⑤	7月分		
	所得割額⑥	8月分		
	均等割額⑦	9月分		
道民税	税額控除前所得割額④	10月分		付
	税額控除額⑤	11月分		
	所得割額⑥	12月分		
森林特		4月分		
	控除不足額⑩	5月分		
額	既納付額⑫			
	差引納付額⑨-⑫-⑬			
	変更前税額⑬			
	増減額⑨-⑬			
	変更月			

市民税・道民税の④の合計

通知書は、紙又は電子データで配布されます。

#### ②「市民税・道民税・森林環境税 税額決定納税通知書」

年度 市民税・道民税・森林環境税 課税明細書(2)		税率	市民税額	道民税額
区	分	課税標準額		
総所得		円	9	
山林所得		円		
肉用牛の売却価額		円		
短期一般分		円	11	
譲渡軽減資産分		円		
長期一般分		円		
譲渡特定資産分		円		
譲渡軽減資産分		円		
株式等の譲渡所得(一般分・上場分)		円		
上場株式等の配当等		円		
先物取引		円		
算出所得割額合計			円	円
調整控除額			円	円
税配当控除額			円	円
住宅借入金等特別			円	円
寄附金税額			円	円
調整額・外国税			円	円
課税標準額			円	円
所得割額①			円	円
均等割額②			円	円
森林環境税額③			円	円

市民税額・道民税額の合計

### ○年収目安

約270万円

約380万円

市・道民税の所得割額非課税

税額控除前所得割額の合計が100円以上85,500円未満

<北海道の給付制度の対象>  
在学にお問い合せください

<旭川市の給付制度の対象>

## 2 支給金額

国公立	60,000 円
私立	70,000 円
通信制課程	30,000 円

} 定時制課程を含む

※一括で指定口座へ振り込みます

## 3 受付期間

令和7年8月1日（金）～ 令和7年9月30日（火）（土日休日を除く）

受付時間：午前8時45分～ 午後5時15分

## 4 申し込み方法

必要書類を子育て助成課（子1番窓口）へご持参いただくか郵送してください。

（〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階）

※郵送の場合、受付期間内の消印日有効。ただし、書類に不備があれば受理できない場合もあります。

## 5 提出書類（（1）（2）の書類については市ホームページから印刷していただくか子育て助成課窓口で配付しております（7月中旬頃からの予定。）

### （1）給付型奨学金支給申請書

「申請者」及び「申請者以外の保護者等」の署名欄は、必ず本人が自署してください。

※支給要件を申請時に確認するため、税額控除前の所得割額が確認できる書類をご持参ください。（郵送の場合は書類のコピー等を添付してください。）

※電話番号は、日中連絡が取れやすい番号（携帯電話等）を記入してください。

### （2）口座振替依頼書

給付型奨学金をお振込する口座の届出書です。申請者の口座をご記入ください。

### （3）在学証明書

生徒等が在学している高校等で交付を受けてください。（7月1日以降の日付のもの）

### （4）納税証明書（市税の滞納のないこと）※有料です。

申請日又はその直前に税制課（総合庁舎3階税2番窓口）又は各支所で取得してください。収入の有無問わず保護者全員分必要です。窓口で「完納証明」とお伝えください。

## 【市外に在住されている方がいる場合】

### a. 住民票

### b. 所得割額（税額控除前）が確認できる書類（令和7年度分）

保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいる場合や、生徒等のみ市外に居住して市内および近隣8町の高校に通っている場合は「a. 住民票」が必要です。

また、保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいて、なおかつ市外で市道民税等が課税されている場合は「b. 所得割額（税額控除前）が確認できる書類」が必要です。勤務先から渡される「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（※①）または市町村から送付される「市民税・道民税・森林環境税課税明細書（2）」（※②）の写しを添付してください。

※①②については、お住まいの市町村によって名称が異なる場合があります。

## 6 奨学生の選考について

支給要件を満たした申請が予算の範囲を超える場合、旭川市奨学生支給条例施行規則第4条第1項の規定により、所得割額（税額控除前）の合計が少ない順に支給対象者を決定します。

## 7 個人情報等の取扱いについて

給付型奨学金の支給決定のため、住民登録資料、税務資料等について、関係機関へ調査、照会又は閲覧を行います。

ただし、本調査等で得た情報は、給付型奨学金申請に係ること以外に使用いたしません。

## 8 申請後の手続きについて

審査の経過によっては、追加資料の提出のお願いや、お電話でいくつか確認させていただくことがあります。

支給の可否及び支給予定日については、審査後に文書でお知らせします。

## 9 支給決定の取り消しについて

本申請について、偽りその他不正な手段により、給付型奨学金の支給の決定を受けたことが判明した場合は、その決定を取り消すことがあります。

取り消しとなった場合は、支給された奨学金を一括で返還していただきます。

～ ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください ～

**旭川市子育て支援部子育て助成課（奨学金担当）**

**25-9107（直通）**

